

函館市における北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る運用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市における北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて、その適正な運用管理を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)とは、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が主体となり、広域連合のホストコンピュータにて運用しているシステムをいう。
- (2) 標準システム端末とは、広域連合が函館市役所本庁舎および各支所に設置している広域連合のホストコンピュータとつながっている専用端末をいう。
- (3) データとは、標準システムに係る機器、入出力帳票および電子媒体に記録されているものをいう。

(処理の基本方針)

第3条 標準システムによる事務処理に当たっては、後期高齢者医療制度に係る事務の効率化を図るとともに、個人情報を保護するように配慮しなければならない。

(標準システム運用管理者)

第4条 標準システムの適正な運用およびデータ保護について統括的管理を図るため、標準システム運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、市民部国保年金課長をもって充てる。

(標準システム運用責任者)

第5条 標準システム運用事務の一部を取り扱わせるため、標準システム運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、市民部国保年金課高齢者医療担当主査をもって充てる。

(運用責任者の責務)

第6条 運用責任者は、システム全般の運用管理の状況およびこれらに関連する設備の状態について随時把握し、適確に運用管理されるよう努めなければならない。また、不測の事態に備え、広域連合との連携が図れるよう障害時の対策等を講じなくてはならない。

2 運用責任者は、標準システム端末の管理について統括するとともに、その設置および使用等について適正に行われるよう努めなければならない。

3 運用責任者は、データの漏洩、滅失および棄損等の防止のため必要な措置を講じなければならない。

4 運用責任者は、標準システムまたはデータに重大な事故が発生したときは、速やかに事故の経緯および被害状況等を調査し、運用管理者に報告するとともに、広域連合と連携して、データ復旧等の必要な措置を講じなければならない。

(標準システム端末の管理)

第7条 標準システム端末には、インターネット等外部のネットワークとは接続させないとともに、広域連合が設置している専用の回線を用いて通信しなければならない。

2 標準システム端末においては、広域連合から指定されたパスワードにより起動することから、これを厳重に管理しなければならない。

(データの管理)

第8条 データは、業務上必要がある場合を除き、外部に提供してはならない。

2 標準システム端末から電子媒体へのデータ転送および電子媒体から標準システム端末へのデータ転送においては、広域連合から使用を許可されているパスワードの設定された専用の電子媒体を使用しなければならない。

3 業務上の必要により他部局とのデータの授受を行う場合には、電子媒体を用いるとともに、庁舎内の移動等において、紛失および盗難等が起きないようにその取り扱いには十分配慮しなければならない。また、使用後には速やかに電子媒体内のデータを確実に消去しなければならない。

4 入出力帳票の保管には安全を確保するとともに、その使用に関して
厳重な管理をしなければならない。

5 保存期間の経過等により保管の必要がなくなった入出力帳票は、速
やかに廃棄する等、適切な方法により処分しなければならない。

(電子媒体の管理)

第9条 広域連合から使用を許可されている電子媒体の保管には安全を
確保するとともに使用時においても十分配慮しなければならない。ま
た、電子媒体の使用に当たってはインターネット等外部のネットワー
クに接続している機器で使用してはならない。

2 故障等により使用ができなくなった電子媒体については、広域連合
に確認のうえ、適切な方法により処理しなければならない。

(パスワードの管理)

第10条 運用責任者は、標準システムの取扱職員（以下「取扱職員」と
いう。）および当該取扱職員の業務処理範囲を定め、画面の閲覧権限
を個別に制御するパスワードを設定し、広域連合の承認を得て、付与
しなければならない。

2 運用責任者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等に当たって
は、これを厳重に管理しなければならない。

3 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超
えて使用してはならない。

4 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らしまたは使用させては
ならない。

(端末機の操作)

第11条 標準システム端末は、取扱職員でなければ使用することができ
ない。

2 標準システム端末の操作は、後期高齢者医療制度に係る関連業務に
必要な場合以外に行ってはならない。また、業務に必要な場合以外に
データを検索してはならない。

(データの重要性等についての研修の実施)

第12条 運用責任者は、新任の取扱職員に対し、データの重要性および
機密保持ならびにプライバシー保護に関する意識の向上とシステムの

安全対策を図るための研修を、配置後できるだけ早い時期に実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。